

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和4年7月21日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 樋口総業	三重県鈴鹿市	R3. 8. 5	労働基準法第62条	満18歳未満の年少者に対し、高さ約9メートルの足場上で、足場の解体作業を行わせたもの。	R3. 8. 5送検
(株) 二幸建設	三重県伊賀市	R4. 3. 8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	道路工事現場において、ダンプトラックを用いた運搬作業中に、労働者を危険が生ずる箇所に入り込ませたもの。	R4. 3. 8送検
薮信剛税理士事務所	三重県四日市市	R4. 3. 10	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条	労働者5名に、1年間健康診断を実施しなかったもの。	R4. 3. 10送検
錦大敷 (株)	三重県度会郡大紀町	R4. 3. 23	労働安全衛生法第40条 労働安全衛生施行令第12条	つり上げ荷重が25トンの移動式クレーンを、検査証の有効期間が切れたまま、労働者に使用させたもの。	R4. 3. 23送検
希望産業 (有)	三重県四日市市	R4. 4. 22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	産業廃棄物の中間処理場で、ドラグ・ショベルによる作業中、労働者を危険が生ずる箇所に入り込ませたもの。	R4. 4. 22送検
(株) KRM	三重県鈴鹿市	R4. 6. 7	最低賃金法第4条	労働者2名に、1か月ないし3か月間の定期賃金合計約145万円を支払わなかったもの。	R4. 6. 7送検
川田住建	奈良県奈良市	R4. 6. 17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	新築工事現場の高さ約4メートルの作業床上で、墜落防止措置を講じないまま、労働者に作業を行わせたもの。	R4. 6. 17送検
(有) 伸和工業所	三重県四日市市	R4. 7. 21	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第35条	作業内容を変更したにもかかわらず、労働者に、遅滞なく安全衛生教育を行わなかったもの。	R4. 7. 21送検